

確認・検査(山梨)料金表

確認申請・中間検査手数料 ※確認の特例がある建築物。

以下全て手数料の額(単位:円)

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
30㎡以内のもの	9,000	16,000	16,000	16,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	12,000	19,000	18,000	19,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	19,000	24,000	25,000	26,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	47,000	33,000	39,000	41,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	81,000	43,000	55,000	57,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	126,000	55,000	76,000	80,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	209,000	87,000	119,000	124,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	315,000	107,000	166,000	174,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

確認申請・中間検査手数料 ※建築士の設計によるもので併用部分が50㎡以内の住宅、長屋の建築物。

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
30㎡以内のもの	9,000	16,000	16,000	16,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000	19,000	20,000	21,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000	24,000	28,000	29,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	50,000	33,000	43,000	46,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	86,000	43,000	61,000	63,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	133,000	55,000	84,000	88,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	220,000	87,000	131,000	137,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	331,000	107,000	183,000	192,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

確認申請・中間検査手数料 ※上記以外のもの

床面積の合計	確認申請	中間検査	完了検査	
			中間検査を行った建築物	中間検査無しの建築物
30㎡以内のもの	9,000	16,000	16,000	16,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	16,000	19,000	22,000	23,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	25,000	24,000	30,000	32,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	57,000	33,000	47,000	50,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	98,000	43,000	66,000	69,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	152,000	55,000	92,000	96,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	251,000	87,000	143,000	149,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	378,000	107,000	200,000	209,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	400,000	170,000	260,000	270,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	540,000	280,000	400,000	410,000
50,000㎡超	710,000	380,000	540,000	550,000

◆当機構以外で確認申請を行った建築物の計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は20%を加算します。

★手数料の面積算定

- ・建物の増築は、同一棟の既存部分の延べ床面積1/2を加えた部分を申請面積として算定します。(中間検査を除く)
- ・用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替えは申請部分の1/2の面積とします。
- ・計画変更は変更に関わる範囲の1/2の面積とします。

◆省エネ基準適合性判定の対象となる建築物の完了検査追加手数料

床面積の合計	直前の適合判定を当機構から受けている場合		直前の適合判定を当機構から受けていない場合	
	確認申請	中間検査	完了検査	完了検査
300㎡を超え、2000㎡以内のもの		16,000		32,000
2000㎡を超え、5000㎡以内のもの		30,000		60,000
5000㎡を超え、10000㎡以内のもの		42,000		84,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		55,000		110,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		82,000		164,000
50,000㎡を超えるもの		110,000		220,000

◆オプション手数料(割増手数料)

床面積の合計	ルート1及びルート3 構造計算手数料 (EXJ・棟単位)	避難安全 検証法	耐火性能 検証法	天空率(道路・隣地・ 北側単位)
200㎡以内のもの	15,000	10,000	10,000	2,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	20,000	15,000	15,000	3,000
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	25,000	40,000	40,000	5,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	30,000	70,000	70,000	
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	35,000	100,000	100,000	
50,000㎡を超えるもの	40,000	150,000	150,000	

注記: 1建築物に対して加算されます。
天空率は道路・隣地・北側について1単位とします。

◆ルート2審査手数料(割増手数料)

床面積の合計	ルート2構造計算手数料 (EXJ・棟単位)
30㎡以内のもの	85,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	85,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	85,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	85,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	85,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	110,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	125,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	125,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	170,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	170,000
50,000㎡超	170,000

建築設備・工作物 確認申請・中間検査手数料

令第138条第1項の規定	確認申請	中間検査	完了検査(中間検査あり)	完了検査	計画変更
建築設備(1つにつき)	23,000	22,000	30,000	36,000	12,000
小荷物専用昇降機 (1つにつき)	13,000	10,000	10,000	32,000	8,000
工作物(1つにつき)	※18,000	9,000	11,000	31,000	10,000
工作物(1つにつき)	構造計算が伴う場合				15,000
令第138条第2項の規定	確認申請	中間検査	完了検査(中間検査あり)	完了検査	計画変更
1号、2号、3号で4m以下 又は10m以下	35,000	35,000	38,000	40,000	15,000
2号、3号で4mを超える物 又は10mを超える物	45,000	45,000	48,000	50,000	20,000
	構造計算が伴う場合				25,000

検査出張料

適用地域	出張料
北杜市・富士河口湖町・鳴沢村	2,000円
大月市・都留市・西桂町・忍野村・山中湖村	3,000円
富士吉田市・早川町・身延町・南部町	
上野原市・道志村・小菅村・丹波山村	4,000円
上記の内・外の場合であっても交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。	別途

※確認申請時に完了検査までの申請手数料を一括納付の場合手数料の割引があります。

各種届事務手数料
500円

※工事施工者届け、建築主の変更届け、監理者届、軽微変更届など行政等に送付が必要な郵送及び事務手数料。

※上記に定める他、上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による

※●工作物確認申請料加算額(1申請に2以上の構造計算に対するもの)

令第138条第1項に規定する物	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	5つ目の計算	6つ以上の計算	7目以上の計算
※1工作物(加算額)	8,000	6,000	4,000	2,000	1,000	1,000
	18,000+8,000	26,000+6,000	32,000+4,000	36,000+2,000	38,000+1,000	39,000+1,000*(n-6)
令第138条第2項に規定する物	2つ目の計算	3つ目の計算	4つ目の計算	5つ目の計算	6つ以上の計算	7目以上の計算
1号、2号、3号で4m以下 又は10m以下	※1に準ずる					
2号、3号で4mを超える物 又は10mを超える物	12,000	10,000	8,000	6,000	4,000	4,000
	30,000+12,000	42,000+10,000	43,000+8,000	51,000+6,000	57,000+4,000	63,000+4,000*(n-6)

計画へ変更は上記の率による。